

児童手当についてのお知らせ

①児童手当制度が拡充されます

拡充の内容

支給対象年齢が、これまでの小学校3年生(9歳到達後最初の年度末)までから、小学校6年生(12歳到達後最初の年度末)までに拡充され、併せて、所得制限が引き上げられます。

平成18年度に小学校4年生の児童がいる保護者の皆様
(平成8年4月2日生まれ～平成9年4月1日生まれ)

これまで、当該児童に係る児童手当を受給していた保護者の方は、特段の手続きをする必要はありません。

平成18年度に小学校5年生または6年生の児童がいる保護者の皆様
(平成6年4月2日生まれ～平成8年4月1日生まれ)

該当される方には6月上旬に申請書を送付しますので、提出をお願いします。

平成18年9月30日まで受け付けたものに限り、特例的に4月1日(または支給要件に該当した日)にさかのぼって支給されます。

②児童手当現況届提出のお願い

6月上旬、児童手当および特例給付の現況届を受給者に郵送しますので、期限内に必ず提出してください。

届出期限：6月30日(金)まで

届出に必要なもの

- ・印鑑
- ・国民年金以外の年金に加入している人は、年金加入を証明するもの(保険証)
- ・平成18年1月1日現在鏡野町に住所のなかった人は、平成17年度分の所得証明書
- ・受給者と支給要件児童のうち、別居している人があるときは住民票の写し

児童手当の届出先・お問い合わせ先：鏡野町役場福祉課福祉係及び各振興センター町民課

「介護保険負担限度額認定証」についてのお知らせ

介護保険制度改正に伴い、介護保険施設を利用されたときの食費・居住費用は原則自己負担になるとともに、市町村民税が非課税の世帯に属する方等は、これらを減額する制度がもうけられました。この減額する制度を受けるためには、役場に申請をしていただき、その後交付された「介護保険負担限度額認定証」を利用する施設に提示する必要があります。

特に、現在「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は、平成18年6月30日に有効期限が終了し、それ以降使用できなくなりますので、あらためて更新の申請をされますようお願いいたします。

対象となる
サービスは



- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
……平成12年3月31日までに措置入所された方は除きます。
- 老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 短期入所介護(ショートステイ)

認定証の
対象者とは



- 世帯全員が市町村民税非課税の方
- 生活保護を受けている方

※ 世帯の所得状況によって、減額の程度が変わります。

※ 申請をされた方でも、所得要件等を満たさない方は、この制度の減額をご利用になれませんので、ご了承ください。



<申請先・お問い合わせ先>

鏡野町役場 福祉課	介護保険係	TEL：0868-54-2986
奥津振興センター	町民課	TEL：0868-52-2211
上齋原振興センター	町民課	TEL：0868-44-2111
富振興センター	町民課	TEL：0867-57-2111